

議案第 81 号

上越市企業振興条例及び上越市市税条例の一部改正について

上越市企業振興条例及び上越市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

上越市長 小 菅 淳 一

上越市企業振興条例及び上越市市税条例の一部を改正する条例

(上越市企業振興条例の一部改正)

第 1 条 上越市企業振興条例（昭和 60 年上越市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 章 法適用工場等に対する固定資産税の課税免除（第 9 条・第 10 条）」を「第 3 章 固定資産税の課税免除及び不均一課税（第 9 条―第 11 条）」に、「第 11 条―第 13 条」を「第 12 条―第 15 条」に改める。

第 1 条中「又は法適用工場等」を「、法適用工場等又は原子力発電施設等立地工場等」に改め、「課税免除」の次に「若しくは不均一課税」を加える。

第 2 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 原子力発電施設等立地工場等 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成 12 年法律第 148 号。以下「原発特措法」という。）第 3 条第 1 項に規定する原子力発電施設等立地地域内における原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令（平成 13 年政令第 105 号）第 9 条に規定する事業（倉庫業を除く。）の用に供する建物及び設備をいう。

「第 3 章 法適用工場等に対する固定資産税の課税免除」を「第 3 章 固定資産税の課税免除及び不均一課税」に改める。

第 4 章中第 13 条を第 15 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(奨励金と不均一課税の併用)

第 14 条 第 10 条の規定により不均一課税の適用を受けた者で第 3 条の規定により奨励企業として指定を受けることができるものは、第 10 条の規定による不均一課税の適用後の固定資産税の額に対して第 5 条の規定を適用し、奨励金の交付を受けることができる。

第 12 条中「課税免除者」を「課税免除者等」に改め、同条を第 13 条とする。

第 11 条の見出し中「課税免除」の次に「若しくは不均一課税」を加え、同条中「課税免除者」を「課税免除者等」に、「課税免除を」を「課税免除若しくは不均一課税を」に

改め、同条を第12条とする。

第10条の見出し中「課税免除」の次に「又は不均一課税」を加え、同条中「市長は、」の次に「第9条及び」を、「免除された者」の次に「又は不均一課税の適用を受けた者」を加え、「課税免除者」を「課税免除者等」に改め、「、固定資産税の課税免除」の次に「又は不均一課税の適用」を加え、「免除した固定資産税」を「上越市市税条例第69条に規定する税率により算定した固定資産税の全部又は一部」に改め、同条第2号中「受けた」を「受け、又は不均一課税の適用を受けた」に改め、同条第6号中「課税免除者」を「課税免除者等」に改め、第3章中同条を第11条とする。

第9条の次に次の1条を加える。

（固定資産税の不均一課税）

第10条 市長は、市の区域内において原子力発電施設等立地工場等を新設し、又は増設する者で規則で定める基準を満たすものに対し、原子力発電施設等立地工場等を事業の用に供する日の属する年の翌年（事業の用に供する日が1月1日である場合にあっては、その属する年）の4月1日を初日とする最初の年度以降3箇年度に限り、当該原子力発電施設等立地工場等に係る固定資産（償却資産にあっては原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成13年総務省令第54号）第1条第2項に規定する特定償却資産に該当するもの、土地にあっては原発特措法第3条第3項の規定による公示の日以後に取得したものに限り、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該原子力発電施設等立地工場等の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について、上越市市税条例（昭和46年上越市条例第77号）第69条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める税率を適用するものとする。

- (1) 第1年度 零
- (2) 第2年度 100分の0.35
- (3) 第3年度 100分の0.7

（上越市市税条例の一部改正）

第2条 上越市市税条例（昭和46年上越市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第69条の次に次の1条を加える。

（固定資産税の不均一課税）

第69条の2 上越市企業振興条例第2条第5号に掲げる原子力発電施設等立地工場等に係る固定資産の税率は、前条の規定にかかわらず、上越市企業振興条例第10条に定め

る期間に限り、同条各号に定める税率とする。

- 2 前項の規定により固定資産税の不均一課税の適用を受けようとする者は、規則で定める様式による申請書に別に指定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 第 1 条の規定による改正後の上越市企業振興条例及び第 2 条の規定による改正後の上越市市税条例の規定は、令和 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。